

一般社団法人 山梨県臨床検査技師会

慶 弔 規 程

平成24年 3月18日 制定

平成28年 4月20日 改定

(総 則)

第1条 この規程は一般社団法人山梨県臨床検査技師会（以下「当会」とする。）が、会員等の慶弔について定める。

(慶 祝)

第2条 会員の結婚の場合は、祝電を打ち慶祝する。

(弔 慰)

第3条 会員本人、及び役員配偶者等の死亡の場合は、弔電及び香料10,000円を送り弔慰を表す。会員配偶者等の死亡の場合は、弔電を送り弔慰を表す。

2 その他、必要と認められる場合は三役の判断で献花等を送ることができる。

3 会員の病气見舞いについては、「当会」としては行わない。

(表 彰)

第4条 会員が厚生労働大臣表彰等受賞した場合、10,000円を超えない範囲で慶祝する。

(申 請)

第5条 この規程の適用事項が発生した場合は、本人、又は施設連絡責任者、及び地区理事が別に定める様式の慶弔事項申請書を作成し会長に申請する。

(雑 則)

第6条 この規程以外に特別急を要する事情が生じた場合、三役で決し理事会に報告する。

(附 則)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

第8条 この規程は平成24年4月1日から施行する。